

# 「都市計画道路用地内の建築物除却補助金」 のご案内

## 1. 建築物除却補助金とは

都市計画道路用地の先行取得において、買収候補地として選定された土地<sup>※</sup>に建築物がある場合、建築物の除却費を補助するものです。

※詳しくは、「都市計画道路用地の先行取得」のご案内を参照してください。

([https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kotsu\\_butsuryu/doromou/keikaku\\_doro/keikaku\\_torikumi/senkou\\_shutoku](https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kotsu_butsuryu/doromou/keikaku_doro/keikaku_torikumi/senkou_shutoku))

## 2. 補助の対象

買収候補地として選定された土地にある建築物（工作物、地中杭等を除く。）の解体及び撤去に要した費用を補助します。

ただし、対象となる建築物の部分的な除却が可能な場合は、その除却工事の費用とします。

## 3. 補助金の交付額（上限）

建築物の延べ床面積に以下の単価を乗じた額を上限とします。

木造建築物の場合：1㎡当たり 33,000 円

非木造建築物の場合：1㎡当たり 47,000 円

## 4. 申込の方法

- (1) 買収候補地の選定後に、申込をお受けします。
- (2) 申込書類は郵送または窓口でお受けします。

### 申込書類の提出先：

公益財団法人 東京都都市づくり公社 第一防災まちづくり事務所 防災まちづくり課

〔郵 送〕 〒151-0053 東京都渋谷区代々木1丁目21-10 インターパーク代々木6階

## 5. 申込書類

### 交付申請書

①交付申請書

### 申請する土地に関する書類

②都市計画道路用地の先行取得買収候補地決定の通知書

### 除却する建築物に関する書類

③現況写真 ④家屋の登記事項証明書 ⑤除却工事の見積書

⑥土地所有者と建物所有者が異なる場合又は建物所有者が2名以上いる場合：建築物除却の承諾書  
土地所有者と建物所有者が異なる場合に関する書類

⑦委任状 ⑧印鑑登録証明書 ⑨委任者の本人確認書類の写し

なお、この外に必要な書類を提出していただく場合があります。

### 【問い合わせ先】

公益財団法人 東京都都市づくり公社 第一防災まちづくり事務所

Tel 03-6300-4001 〒151-0053 東京都渋谷区代々木1丁目21-10 インターパーク代々木6階

●申請書類は東京都ホームページからもダウンロードできます。

🔍 東京都 先行取得

で

🔍 検索